

平成29年度

(ふるさと起業・移転促進事業連携用)

ひょうごチャレンジ起業支援貸付(無利子)のご案内

〈受付期間〉平成29年4月17日(月)～9月28日(木)〈最終日16時必着〉

※申請状況により、上記期間中でも受付を締め切る場合があります。

〈ご利用のポイント〉

- ① UJIターンにより県内に移住し、有望なビジネスプランを有し、かつ、兵庫県内に活動拠点を置いて起業にチャレンジする代表者(実質的な経営者)で、ご利用いただける長期(10年以内・うち3年据置き)の無利子貸付金です。
- ② 貸付限度額は300万円。貸付日以降の1年以内に支出する設備資金・運転資金にご利用いただけます。
- ③ 担保や第三者保証人なしで申請していただけます。保証料も不要です。

貸付対象者	兵庫県外から兵庫県内へ住民登録を移し、かつ、兵庫県内に活動拠点を置いて起業にチャレンジする(初めて事業を営む)代表者(実質的な経営者)で、3年以上兵庫県に居住し続ける意思を有し、センターが実施する「平成29年度ふるさと起業・移転促進事業」に申込みをする方 (ただし、過去においてひょうごチャレンジ起業支援貸付の貸付決定を受けた者及び第二創業・事業所移転による申請者は除く。)
貸付対象分野	ふるさと起業・移転促進事業ビジネスプラン募集要項に定める以下の事業とする。 ① 新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行う事業であること。 ② 地域経済の活性化に資する事業であること。
貸付限度額	300万円(貸付額は万単位、最低貸付金額は100万円)
貸付割合	センターが貸付対象として認めた必要経費の70%以内 または貸付限度額の低い方が貸付金額の上限
貸付利率	無利子
貸付期間	10年以内(うち3年据置)、半年毎(14回以内)の均等返済
資金使途	貸付日以降の1年以内に支出する運転資金・設備資金 (助成金申請における自己負担部分も含めた事業実施に必要な経費)
連帯保証人	原則として代表者保証のみ(個人事業主の場合、連帯保証人は不要) ※貸付の可否は審査会で決定します。また、審査状況により貸付条件が付加される場合があります。

※助成金と同時申請は行わず、別途募集する「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」に申し込まれる事業者を対象に、貸付限度額を1,000万円とする制度もあります。



[申請・問合せ先]

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター
創業推進部 投資育成課
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4
神戸市産業振興センター 2階
TEL 078-977-9075 FAX 078-977-9112

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/challengekasituke-furusa-tokigyou>

(公募要領、様式はこちら)